

# 健診が始まっています



～年に一度の健診があなたの健康を守ります～

特定健診・健康診査・人間ドックの受付を開始しています。健診を受けることで、病気の早期発見・早期治療につながりますので、ぜひ受診してください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、以下のことに注意して、受診してください。

## 〈受診に際してのお願い〉

- ・発熱、咳、倦怠感などの症状があるときや体調不良のときは受診をお控えください。
- ・健診時にはご自身でマスクを用意し、着用してください。
- ・受付時間を守り、密集・密接を避けるよう協力をお願いします。
- ・各医療機関の感染防止措置の指示に従ってください。

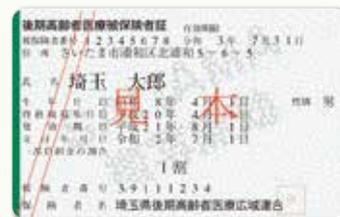
対象	特定健診・健康診査			人間ドック	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者	生活保護受給者	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
	・40歳～74歳のかた	・75歳以上のかた ・65歳～74歳のかた 一定の障害により認定されたかた	・40歳以上のかた	・30歳～74歳のかた	・75歳以上のかた ・65歳～74歳のかた 一定の障害により認定されたかた
費用	500円	無料	無料	30～64歳：9,900円 65歳以上：6,600円	6,600円
時期	令和3年2月28日まで ※新型コロナウイルス感染症対策のため変更する場合があります。				
問い合わせ	国民健康保険課 保険係 ☎048-259-7916	高齢者 保険事業室 ☎048-259-7653	地域保健センター 成人保健係 ☎048-256-2022	国民健康保険課 給付係 ☎048-259-7670	高齢者 保険事業室 ☎048-259-7653

## 後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

### 新しい保険証を送付します

後期高齢者医療被保険者証は、毎年8月1日から翌年7月31日まで使うことができます。令和3年7月31日有効期限の新しい保険証を7月中旬に簡易書留で送付しますので、氏名、住所などをご確認ください。

※FAXでの問い合わせは、返信先の明記をお願いします。



### 令和2年度の保険料

均等割額 (41,700円)	+	所得割額 (総所得金額等 - 33万円) × 7.96%	=	年間保険料 (上限額64万円)
-------------------	---	---------------------------------	---	--------------------

### 均等割額の軽減割合変更

均等割額の軽減割合を令和元年度から段階的に変更しています。

平成30年度に9割軽減の対象であったかたは、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減割合増加といった支援策の対象となります。

※市民税・県民税課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績などに応じて異なります。

対象者の所得要件 (世帯主・世帯の被保険者全員の 軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	8.5割	8.5割	<b>7.75割</b>	<b>7割</b>
うち、世帯の被保険者全員の 各種所得なし	9割	<b>8割</b>		<b>7割</b>

問い合わせ…高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-259-7931